○東北地方整備局告示第五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和６年７月２日

東北地方整備局長　西村　拓

第１　起業者の名称　東北電力ネットワーク株式会社

第２　事業の種類　特別高圧送電線宮城丸森幹線新設工事（宮城県仙台市太白区秋保町長袋字黒森地内から同市同区秋保町長袋字舘ケ澤地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県仙台市太白区秋保町長袋字黒森及び字舘ケ澤地内

２　使用の部分　宮城県仙台市青葉区新川字佐手山地内
宮城県仙台市太白区秋保町長袋字黒森及び字舘ケ澤地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「特別高圧送電線宮城丸森幹線新設工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）は、宮城県仙台市泉区福岡字照岡地内に存する宮城中央変電所から同県伊具郡丸森町筆甫字東山地内に建設中の宮城丸森開閉所までのこう長約79.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする特別高圧送電線新設工事及びこれに伴う附帯工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「特別高圧送電線宮城丸森幹線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、法第３条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路、モノレール敷等の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である東北電力ネットワーク株式会社は、電気事業法第28条の４に規定される広域的運営推進機関により、本件事業の事業実施主体として決定されており、既に

本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本件事業は、東北電力ネットワーク株式会社の供給区域（以下「東北エリア」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域（以下「東京エリア」という。）とを結ぶ新たな特別高圧送電線を建設する事業である。

平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害の後、全国的な電力の供給力の減少に伴い計画停電や使用制限、節電要請等が実施されたことを受け、「電力システムに関する改革方針」（平成25年４月２日閣議決定）では、需給バランスがひっ迫した場合等に、比較的余裕のある地域から電力不足が懸念される他の地域へ電力融通指示を行える仕組みの導入が示される等、地域を越えた効率的で柔軟性のある電力供給を行う機能（以下「広域系統運用」という。）を強化・拡大することが示された。

その後、平成30年９月に発生した北海道胆振東部地震における北海道全域の停電や、令和元年の台風第15号における鉄塔倒壊による長期間の停電等、自然災害が激甚化・頻発化する中で、日本各地において電力供給に支障が生じる事態が発生しており、電力供給における強靭性を向上させる観点からも、広域系統運用の重要性が大きくなっている。

広域系統運用は、供給区域が隣接する一般送配電事業者の間を繋ぐ基幹送電線（以下「地域間連系線」という。）を用いて実施されており、これにより各供給区域を越えた電力の輸送が実現される。

東北電力ネットワーク株式会社と供給区域が隣接する東京電力パワーグリッド株式会社との間では、東北エリアと東京エリアとを繋ぐ地域間連系線（以下「東北東京間連系線」という。）として、東北電力ネットワーク株式会社が管理する特別高圧送電線相馬双葉幹線（以下「相馬双葉幹線」という。）の１ルートがその役割を担っている状況にある。

しかしながら、前述のとおり、近年、日本各地で自然災害により電力供給に支障が生じる事態が発生しており、仮に相馬双葉幹線が送電不能となった場合には、東京エリアで非常に多くの供給支障が発生する可能性があるなど、住民生活や社会経済活動に多大な支障が生じることとなる。

本件事業の完成により、現在整備中の他の区間と接続し、東北東京間連系線が２ルート化されることから（以下２ルート目の連系線を「新連系線」という。）、相馬双葉幹線が自然災害等により送電不能となった場合であっても、新連系線がその機能を補完・代替することにより、東北エリアと東京エリアとの間の効率的で柔軟性のある広域系統運用が継続され、東日本エリアにおける電力の安定供給の信頼性の

向上等に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、宮城県仙台市内においては、仙台市環境影響評価条例（平成10年仙台市条例第44号）に基づく環境影響評価の実施対象の事業となっている。そのため、起業者が令和４年３月に同条例等に基づき環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

また、上記の環境影響評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるイヌワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、ハヤブサ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ等、準絶滅危惧として掲載されているヒメギフチョウ、トウホクサンショウウオ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているイイヌマムカゴ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンセイラン、ノダイオウ等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育の環境が広く残されることなどから影響は小さいと予測された種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、クマタカについては、営巣が確認されており、工事の実施により繁殖に影響を及ぼす可能性があるとされていることから、起業者は専門家の指導助言を受け、工事実施時期の配慮等の措置を講ずるとともに、モニタリング調査の継続とコンディショニングを実施するほか、人工代替巣の設置等の措置を講ずることとしている。トウホクサンショウウオについては、産卵場所の一部が改変されるため、土地改変範囲外で産卵環境の創出等を実施することとしている。ヒメギフチョウについては、産卵場所の一部が改変されるため、食草及び必要に応じて卵等を移植することとしている。イイヌマムカゴ、キンセイラン、ノダイオウ等については、工事による改変により、生育地点が消失することから、個体を移植することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が18か所確認されているが、このうち14か所については既に発掘調査等が完了して

おり、記録保存等を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る４か所についても宮城県教育委員会等と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北エリアと東京エリアとを結ぶ特別高圧送電線を建設する事業であり、その事業計画は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、中間ルート案（以下「申請案」という。）のほか、山側ルート案及び最短ルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、事業費は中位であるものの、市街地や農地を可能な限り回避しているルートであることから将来的な開発計画へ与える影響は低く抑えられていると判断されること、比較的起伏が少ない山間部を通過することから既設道路を利用した資機材の搬入が可能であるなど施工性に優れていると判断されることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件事業の完成により、東北エリアと東京エリアとの間の効率的で柔軟性のある広域系統運用の継続が可能となり、東日本エリアにおける電力の安定供給の信頼性が向上することなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認め

られる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県仙台市青葉区役所及び同市太白区役所